

埼玉県社会福祉大会会長表彰要綱取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県社会福祉大会会長表彰要綱（以下、「要綱」という。）
第7条に基づき、表彰の選考基準等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の基準日)

第2条 表彰の基準日は、当年度4月1日とする。

(定義)

- 第3条** 要綱第3条第2号に規定する「社会福祉事業施設役員等」とは、理事長、副理事長、理事、監事、評議員及びこれに類する者をいう。
- 2 要綱第3条第5号に規定する「社会福祉協議会役員等」とは、会長、副会長、理事、監事、評議員及びこれに類する者をいう。
- 3 要綱第3条第10号に規定する「社会貢献活動実践企業」とは、社会の課題解決を図るための自発的、積極的な活動を3年以上にわたり展開する企業をいう。
- 4 要綱第3条第11号に規定する「社会福祉活動協助者」とは、労務の提供を伴わない金品の寄贈、及び授産事業に対する仕事の提供を行う者をいう。

(在職年数)

- 第4条** 要綱第4条第1号から第7号に規定する「在職年数」は、育児・介護休業及び休職期間を除くものとする。
- 2 要綱第4条第2号から第6号に該当する者のうち、非常勤の役員及び職員の「在職年数」は、任命された年数をもって換算するものとする。

(死亡及び退職者の取扱)

第5条 その在職期間中に表彰を受けることなく前年の4月2日以降死亡した者、または雇用主の事情などやむを得ないと認められる事情により離職した者についても表彰の推薦を行うことができるものとする。

(功績抜群者)

第6条 要綱第4条第1号から第6号に規定する「特に功績抜群と認められる者」については、全国的あるいは県内の先駆的な活動を行う者とし、該当する者があるときは、様式1から6のほか当該功績について具体的に記した書類（別紙）を併せて、提出するものとする。

(重複受彰)

- 第7条** 過去において、本大会会長表彰のほか県知事、大臣の表彰または叙勲褒章を受けたことのある者は、該当者としない。
- 2 第1項の規定にかかわらず、本大会会長表彰の要綱第4条第1項から第8項、第11項においては、同一分野でない限り重複受彰を妨げない。ただし、当該年度に受けること

のできる表彰は1つとする。

(表彰の取消)

第8条 表彰を受けた者が、その後、受賞者たるにふさわしくない行為を行った場合には、表彰を取り消し、表彰状等を返還させることがある。

(社会貢献活動実践企業の推薦基準)

第9条 要綱第3条第10号に規定する「社会貢献活動実践企業」の推薦基準については、福祉、子育て、文化、地域のつながり作り等の活動を3年以上にわたり実践している企業とする。

(協助者の推薦基準)

第10条 要綱第3条第11号に規定する「社会福祉活動協助者」の推薦基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 金品の寄贈の推薦基準は、個人の場合100万円、法人の場合300万円以上を目安とし、継続寄付の場合はその累計額をもって換算する。
- (2) 授産事業に対する仕事の提供の場合は、継続して10年以上を目安とする。

(推薦人数)

第11条 各表彰対象区分における1推薦者あたりの推薦人数は、次に掲げるものとする。

- (1) 要綱第3条第2号から第4号については、施設・団体の役職員の総数が50人未満の施設等にあっては、1推薦者あたり5人、50人以上の施設にあっては、1推薦者あたり10人を限度とする。なお、公立保育所職員の推薦については、1市町村あたり10人、さいたま市にあっては、30人を限度とする。
- (2) 要綱第3条第5号から第9号及び第11号については、1推薦者あたり10人を限度とする。

附 則

この要領は、平成14年7月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月25日から施行する。